



主な障がい児在宅福祉サービス一覧



新得町で利用できる主なサービスを紹介します。

	事業名(事業内容)	対象者(関係分抜粋)	費用	備考
医療費軽減	自立支援医療・重度医療 障がいを軽くしたり、取り除いたりするための医療等の医療費給付、及び保険適用医療費の全額又は一部を助成します。	【重度医療】 ・身体障害1・2級及び3級の内部障害で手帳を所持している児童 ・知的障害(療育手帳A)又はまたは重度の知的障害者と判定(診断)された児童 【自立支援医療】 身体障害者手帳を所持する、又は精神障がいのある18歳未満の児童など	原則1割負担(月額上限額あり。)	※小学生以下の児童は別途町の助成あり
	補装具・日常生活用具・自助具給付等事業 各種用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。	障害者手帳を交付されている児童 【主な対象品目】 補聴器、車椅子、義足、頭部保護帽、電動式たん吸引器、ストーマなど ※詳しい品目・対象者は、お問い合わせください。	原則1割負担(月額上限額あり。)	
通所・預かり 介護・介助	児童デイサービス事業 心身の発達が気になる児童を対象とし、通園施設での療育を行います。	調査の結果、「区分1」以上と判定され、療育の観点から個別療育、集団療育を必要とする児童	1回1時間 689円～	※月額上限額あり。
	日中一時支援事業 日中、一時的に障がい児の見守り、一時預かりを行います。	日中、一時的に見守り、預かり等の支援が必要な障がい児	1回 406円～ (4時間未満の場合)	※月額上限額あり。
	ショートステイ(短期入所) 福祉施設等に短期間入所して日常生活上の支援を受けられます。	・調査の結果、「区分1」以上と判定された児童 ・手帳を交付された者で介護を行う者が疾病・冠婚葬祭等の理由により介護を行えない世帯	1日 166円～	食費等は別途負担あり ※月額上限額あり。
	ホームヘルプ(居宅介護) ホームヘルパーが居宅を訪問し、調理、洗濯などの生活援助や身体介護を受けられます。	調査の結果、「区分1」以上と判定された児童	1回 197円～ (1時間の場合)	※月額上限額あり。
	移動支援事業 外出時に移動の介護を行い、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を促します。	視覚障がい児、身体障害者手帳1級に該当する両上肢及び両下肢の機能の障がい有する児童、知的障がい児等	1回 80円～ (30分未満の場合)	※月額上限額あり。
通園費助成	心身障害児等通園費助成事業 児童デイサービス、盲・聾学校等への通園費を助成します。	児童デイサービス、盲・聾学校等に通園している児童等 【助成額】 自家用車 20円/km又は公共交通機関利用実費	—	

※各サービスを利用する場合は、町税を完納していること。

※その他自立支援法によるサービス、施設入所に関する相談は、下記にご相談ください。

お問い合わせ先 新得町役場保健福祉課(保健福祉センターなごみ内)
電話番号 0156-64-0533 福祉係(内線222)



生活相談